

## 第2章 公害紛争処理制度の利用の促進等のための取組

### 1 平成23年度の主な取組

#### (1) 現地期日の開催

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に審査会等が設置されている。

公害等調整委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁（公害紛争処理法第24条第1項）を管轄するとともに、専属で裁定（公害紛争処理法第42条の12、第42条の27）を行うこととされている。

審問期日等は、原則として、東京に所在する公害等調整委員会の審問廷において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るために、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきた。

具体的には、平成21年度に、現地期日を開催するための予算措置を講ずるとともに、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、開催の要件を緩和するなど環境整備を行った。

平成23年度における開催状況（計7回）は、以下のとおりとなっている。

表3 平成23年度における現地期日の開催状況

開催年月	場所	事件名	備考
平成23年9月	大阪府 大阪市	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	第1回審問期日
	静岡県 藤枝市	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	第1回審問期日
平成23年12月	福岡県 福岡市	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	第8回審問期日
	宮崎県 宮崎市	宮崎市における道路工事による土壤汚染被害責任裁定申請事件	第2回審問期日
平成24年3月	愛知県 名古屋市	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	第1回審問期日
平成24年3月	大阪府 大阪市	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	第1回審問期日
平成24年3月	長崎県 大村市	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	第1回審問期日

（資料）公害等調整委員会事務局

## (2) 事件調査の充実

公害紛争処理制度は、裁判所における司法的解決（民事裁判）では、①被害者にとって、加害行為と被害との因果関係の立証が困難な場合が多いこと、②訴訟に多額の費用を要すること、③手続が厳格なために、判決の確定による最終的な解決までに相当の年月を要すること等により、被害者救済のためには必ずしも十分とは言えず、公害紛争の迅速かつ適正な解決には限界があったこと等を踏まえ、整備が図られた制度である。このため、例えば公害等調整委員会が行う裁定の手続の中では、裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は公害等調整委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができるとされている（公害紛争処理法第42条の18）。

近年、土壤汚染問題、化学物質問題や低周波音問題に係る紛争等、因果関係の解明が困難な紛争が増加しており、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るために、公害等調整委員会が事実の調査等を行うことにより、加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが有効となる場合がある。

公害等調整委員会では、紛争解決に必要となる調査を迅速かつ適切に実施するため、事件調査のための予算を大幅に増額した平成21年度から引き続き、23年度も予算の確保に努めるとともに以下のとおり必要な事件調査を実施したところであり、今後とも、適時適切な調査を一層充実させ、迅速かつ適正な事件の処理に努めていくこととしている。

**表4 平成23年度における主な事件調査の実施状況**

事件名	実施年月	備考
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件 (慰藉料額等変更申請を含む。)	平成23年4月 平成23年10月 平成23年11月 平成24年3月	現地調査 現地調査 現地調査 現地調査
深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	平成23年10月	委託調査
横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	平成23年6月	委託調査
文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	平成23年9月	委託調査
文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	平成23年5月	現地調査
中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	平成23年4月	委託調査
葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	平成23年7月	委託調査
小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	平成23年10月	委託調査
鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	平成23年11月	委託調査
焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	平成23年12月	現地調査
宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	平成23年7月	委託調査

事件名	実施年月	備考
島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	平成24年1月 平成24年3月	委託調査 現地調査
名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	平成24年3月	現地調査

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。

2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

(資料) 公害等調整委員会事務局

### (3) 国際的な取組

#### ア 韓国の中環境紛争調整委員会との交流

平成23年7月、韓国において開催された、韓国環境部環境紛争調整委員会創立20周年記念シンポジウムに公害等調整委員会委員長等が出席した。シンポジウムでは、韓国・米国・日本・その他アジア諸国における公害紛争処理制度及びその処理事例の講演と、講演への質疑を素材としたパネルディスカッションが行われた。

#### イ ベトナムにおけるJICAワークショップ等

平成23年9月、ベトナムにおける公害紛争処理に関するワークショップ（国際協力機構（JICA）主催）に職員を派遣した。また、ワークショップでの交流を契機として、平成24年3月、ベトナム天然資源戦略政策研究所より職員が来日し、日本の公害紛争処理制度についての研修を行った。

### (4) 広報活動への取組

公害等調整委員会では、従来から各種の広報媒体を活用し、公害紛争処理制度の一層の周知を図るとともに、公害等調整委員会が行っている活動等について広く紹介するための広報を実施しているが、平成23年度においては、更に次のような広報を実施した。

#### ア 広報誌「総務省」、総務省業務案内パンフレット

「広報誌『総務省』」平成23年6月号の「ニッポンの今を知る」コーナーにおいて、公害紛争処理制度に関する記事を掲載し、公害紛争処理の仕組みやその流れについて紹介した。また、平成23年6月には、総務省業務案内パンフレットに「公害等調整委員会」の紹介を掲載した。

#### イ 機関誌「ちょうせい」

公害等調整委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する「ちょうせい」を平成23年5月、8月、11月及び平成24年2月の計4回作成し、ホームページへ掲載するとともに、各都道府県の担当者等にメールで周知した。

#### ウ 公害苦情処理を担う市役所等への広報活動

東京23区を始め、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の人口10万人以上の市区役所87か所を訪問し、公害紛争処理制度の紹介や意見交換等を行った。

また、従来より市町村等が自ら行っている研修会に講師を派遣しており、平成23年度は2か所で公害紛争処理制度等の講演を行った。

#### エ 政府広報を活用した広報

政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」において、「騒音や悪臭などでお困りの方へ 公害紛争処理制度」を配信した。また、視覚障害者向け音声広報CD「明日への声」に「公害紛争処理制度をご存知ですか」を収録したほか、政府広報オンラインに「お役立ち記事」を掲載した。

#### オ その他

公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、公害等調整委員会に対し原因裁定を嘱託することができる（公害紛争処理法第42条の32）旨の認知拡大を図ることや、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理に円滑に対応できるようにする上で、法曹界の協力が重要であるとの認識に立ち、日本弁護士連合会、各都道府県の弁護士会、法テラス、司法修習生等と情報・意見交換を行った。

## 2 都道府県公害審査会等との連携

審査会等においては、その管轄に属する公害紛争事件を処理しており、平成23年度は、新たに36件を受け付け、34件を終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）。

公害等調整委員会は、公害紛争処理制度の円滑な運営のため、審査会等との相互の情報・意見交換等に努めて、公害紛争の迅速かつ適正な処理を図っている。また、地方公共団体における公害苦情の適切な処理を促進するため、公害苦情相談件数、苦情処理の実態等を把握するための調査を実施するとともに、地方公共団体に対する情報・資料提供に努めている。

特に、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るために、公害等調整委員会と審査会等との連携が必要であるが、近年の公害紛争の態様の変化に対応するため、公害等調整委員会は、公害問題についての不断の調査研究を行い、多数の公害紛争事例を分析・検討して、審査会等との各種会議を開催し、情報・資料の提供を行っている。公害等調整委員会と審査会等が、公害紛争処理に関する共通の問題について、積極的に情報・意見を交換し、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の一層の活性化を図るために、欠かすことのできない活動である。

公害紛争の処理は、事件の管轄に応じて公害等調整委員会及び審査会等により分掌されており、審査会等は公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあっせん、調停及び仲裁について管轄することとされている（公害紛争処理法第24条第2項）。

このため、紛争処理に当たって以下の手続が相当とされる事案については、公害等調整委員会と審査会等が相互に連絡・協議等を行うことにより、円滑な処理を図っている。

### （1）移送

公害等調整委員会又は審査会等は、その管轄に属さない事件については処理することができないため、このような事件は管轄を有する審査会等又は公害等調整委員会に移送されなければならないこととされている（公害紛争処理法第25条）。移送に当たっては、移送先の機関へ当事者が提出した全ての文書、物件等を送付することとされており、当事者は再度手続をやり直す必要はない。

### （2）引継ぎ

管轄の規定に対する例外として、調停に係る事件について、相当と認める理由がある場合には、当事者の同意を得、引き継ごうとする先の機関と協議した上で、審査会等若しくは都道府県連合公害審査会から公害等調整委員会へ、又は公害等調整委員会から審査会等へ、それぞれ、事件を引き継ぐことができるとされている（公害紛争処理法第38条）。引継ぎを相当と認める理由については、当該事件を解決するためにはどの機関で処理することが最も適当であるかという視点から、それぞれの事件の実情に即して総合的に判断した上で、審査会等との協議等の手続を円滑に行うことにより、紛争の迅速かつ適正な処理を図っている。

これまでに公害等調整委員会は、長野県から引き継いだスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件（昭和62年（調）第17号事件外2件）など9件の事件を引き継ぎ、処理してきた。このスパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件について、公害等調整委員会が引き継ぐことが相当であると認められた理由は、申請人側は、スパイクタイヤ粉じんが健康等に重大な影響があるとして、当初、長野県内でのスパイクタイヤの販売停止のみを求めていたが、その後、この事件の解決にはスパイクタイヤの製造そのものを中止すべきであるとの意見が出され、検討の結果、スパイクタイヤの製造・販売停止という問題は全国的、広域的見地から解決する必要があるということであった。

本件は、公害等調整委員会によって引き継がれた後、4回の調停期日の開催などの手続を経て、昭和63年6月2日の第5回調停期日において調停が成立し、終結に至った。また、この調停成立後の8月に、環境庁長官によってスパイクタイヤの使用禁止を法制化する方針が明らかにされ、その検討が進められた結果、平成2年6月、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）が成立した。また、平成元年には、長野県、北海道それぞれの弁護士等から、スパイクタイヤの使用等の全面禁止を求める調停申請が計2件なされたが、いずれもそれぞれの管轄の審査会等に移送され、その後、平成3年4月1日のスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第7条（スパイクタイヤの使用禁止規定）の施行の直前に申請が取り下げられ、スパイクタイヤに関する紛争は終結した。このように新たな法律の制定という形で施策への反映がなされたということからも、引継ぎによって公害等調整委員会が本件を処理した意義は大きかったと言える。

### (3) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

公害等調整委員会に係属する事件には、審査会等に調停事件として係属した又は現在係属している事件に関して、公害等調整委員会に裁定申請がされたものも見られる。これらの中には、審査会等に調停事件として係属し、終結（調停打切り又は調停申請取下げ）した後に、公害等調整委員会に責任裁定申請がされたものや、審査会等に調停事件として係属し、手続を進めていく中で、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つである加害行為と被害との因果関係の有無が主な争点で、その解明が困難なことから、積極的な専門的知見の活用などにより、因果関係の存否の事実に限って集中的かつ能率的に審理を行い判断するという原因裁判制度を利用することとして、原因裁判の申請がされたものがある。

このような事件について、公害等調整委員会は、裁定申請の受理に関し、当該事件が係属した又は現に係属している審査会等から意見を聴くこととしている（公害紛争処理法第42条の12第3項、第42条の27第2項）。これは、当該事件について、当該審査会等が最も実情に通じており、裁定を行うのが妥当かどうかについて、的確な意見を述べることができることから、事前にその意見を徴すこととしたものである。また、その後の手続においても、審査会等との連携によって得られた情報等を基に、調停手続の中で解決ないし解明できなかった点を主要な論点として手続を進めることができる。このようにして、公害等調整委員会と審査会等との連携を通じて、公害紛争処理制度の一体的な運用及び公害紛争の円滑な処理を図っている。

公害等調整委員会では、1(1)のとおり、現地期日の開催の取組を進めていくこととしており、審査会等の調停事件に係る事件が公害等調整委員会に係属した場合にも同様に、相当と認める場合には現地での期日を開催するなど、当事者の負担軽減を図り、それぞれの地域における公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、取組を進めていくこととしている。

以下、平成23年度に公害等調整委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後に当委員会に裁定申請されたものについて概説する。

#### ア 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第3号事件・平成22年（調）第1号事件）

本件は、平成18年8月17日、埼玉県上尾市の住民2人（申請人）が理・美容院経営会社（被申請人）に対し、被申請人社屋等に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や

不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被っているとして、その健康被害等に関する賠償を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に埼玉県公害審査会に調停の申請がされ、1年以上かけて8回の調停期日が重ねられたものの、双方の主張の隔たりが大きかったため合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、埼玉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成18年11月6日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、現地調査、騒音・低周波音の測定調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成22年1月8日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成22年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。平成23年9月15日、第3回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本件は終結した。

#### **イ 高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件**

(平成21年(ゲ)第14号事件)

本件は、平成21年12月10日、群馬県高崎市の住民2人(申請人)が、近隣に住む住民、住宅の施工会社及び給湯器製造会社(被申請人)に対し、申請人らが受けている不眠・吐き気・めまい・頭痛等の健康被害は、被申請人住民が給湯器を稼働させ続ける行為、同施工会社及び同給湯器製造会社らが給湯器の設置場所・運転に関する適切な対策を行わなかった不作為に起因するものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に群馬県公害審査会に調停の申請がされ、1回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、群馬県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、平成22年11月15日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めたが、平成23年6月10日、申請人らから都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本件は終結した。

#### **ウ 島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件**

(平成22年(ゲ)第2号事件)

本件は、平成22年5月17日、島根県高津川流域の漁業協同組合(申請人)が島根県(被申請人)に対し、吉賀町高津川水系福川川支流に生息する水棲動植物が減少し、また、申請人が増殖事業で放流しているヤマメ等の減少、他の支流(河川)への逃避現象が生じたのは、被申請人が施工したトンネル工事で発生した土砂や湧水にヒ素が含まれていることによるものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定

申請がされる以前に島根県知事に調停の申請がされ、5回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、島根県知事に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めたが、平成23年5月26日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本件は終結した。

## エ 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第1号事件)

本件は、平成23年2月4日、沖縄県宮古島市の住民1人とエコツアー企画運営会社1社(申請人)から、宮古島市(被申請人)に対し、被申請人が実施した海中公園の建設工事に伴い、周辺海域において申請人らが保全活動を行っているサンゴがつい死したところ、申請人が、工事を監視するために水中調査を行うなど、経済的、精神的、健康的負担を強いられ、申請人会社が、企画したエコツアーの中止を余儀なくされたのは、被申請人が工事関連法令を遵守しなかったこと等のため工事現場から赤土等を流出させた水質汚濁によるものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に沖縄県公害審査会に調停の申請がされ、係属していた事件であるが、上記調停で、水質汚濁防止膜の適正な設置と維持管理、赤土等の流出防止措置等を求めるとともに、本件工事と被害との因果関係を明らかにするために、公害等調整委員会に原因裁定の申請に及んだものである。なお、本調停事件は、4回の調停期日の開催手続等が進められ、調停が成立している。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、平成23年7月15日、サンゴの被害状況の把握及び工事の影響の判断等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査、サンゴ類生息状況等調査を実施するなど、手続を進めている。

## オ 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第5号事件)

本件は、平成23年6月16日、大阪府高槻市の住民2人(申請人)から、不動産会社1社及び賃貸住宅所有者1人(被申請人)に対し、申請人らが両側感音難聴を発症したほか、不眠症、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的苦痛を受けたのは、被申請人らの管理・所有する賃貸住宅に設置されたエアコン室外機から発生する騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に大阪府公害審査会に調停の申請がされ、現在も係属している事件である。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、大阪府公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成23年11月28日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現

地調査を実施するなど、手続を進めている。

#### **カ 伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件**

(平成23年（セ）第5号事件)

本件は、平成23年6月17日、群馬県伊勢崎市の住民1人（申請人）から、伊勢崎市（被申請人）に対し、被申請人の管理する道路から発生する振動等によって、申請人宅の塀や擁壁に亀裂が生じたなどとして、損害賠償金162万488円の支払を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請される以前に群馬県公害審査会に調停の申請がなされていた事件である。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、群馬県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けたが、平成23年9月14日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、本件は終結した。なお、群馬県公害審査会に係属していた調停事件についても、平成23年11月2日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本調停事件は終結した。

#### **キ 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件**

(平成23年（セ）第13号事件)

本件は、平成23年12月27日、山梨県甲州市の住民1人（申請人）が清涼飲料水製造会社（被申請人）に対し、申請人宅に隣接するミネラルウォーター製造工場から発生する騒音・低周波音により、頭痛、耳鳴り等の健康被害を受けており、また、これにより勤務先を相当日数欠勤せざるを得なかったとして、損害賠償金21万5,270円の支払を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請がされる以前に山梨県知事に調停の申請がされ、2回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、山梨県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### **ク 刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件**

(平成24年（セ）第1号事件)

本件は、平成24年2月1日、ガソリンスタンド等を営む会社1社と愛知県日進市の住民1人（申請人）が廃棄物処理業者（被申請人）に対し、申請人会社の隣地にある被申請人の工場の操業に伴う、リフトやコンボなどによる作業で発生する振動・騒音により、申請人会社の倉庫の壁等に亀裂が入った外、申請人個人が受忍限度を超える振動・騒音のため精神的苦痛を受けているとして、損害賠償金合計1,779万5,757円等の支払を求めた事件である。本件は、公害等調整委員会に裁定申請がされる以前に愛知県公害審査会に調停の申請がされ、3回の調停期日の開催等手続が進められたが、合意が成立する見込みがないものとして、調停が打ち切られている。

公害等調整委員会は、本件受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、愛知県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### (4) 会議・講演の開催

公害等調整委員会では、審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（平成23年度は、6月9日及び10日に第41回協議会を開催）、多様な視点から見た公害紛争処理制度に関する講演や他国の公害紛争処理制度の紹介等、公害紛争に関する情報・意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図っている。

また、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し、各都道府県における公害紛争の動向等の情報・意見の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施を促進している。平成23年度は、10月下旬から11月中旬にかけて、第42回会議を開催し、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等について情報・意見の交換を行っている。

さらに、全国の人口10万人以上の市区の公害苦情相談担当職員を対象に、平成23年10月下旬から11月中旬にかけて、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報提供を行っている。

なお、福島県で開催する予定であった公害紛争処理関係ブロック会議（北海道・東北ブロック）及び福島市で開催する予定であった公害苦情相談員等ブロック会議（北海道・東北ブロック）については、東日本大震災の影響を考慮して、開催を中止した。

#### (5) その他

個々の事件の具体的な処理経過、問題点等について整理・分析し、その情報を共有することは、類似の事件を処理する上で参考となり、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件の受付及び処理状況の報告を受け、公害等調整委員会における事件の処理状況と合わせて整理及び分析を行い、これらの事件の具体的な処理経過などを審査会等に対して情報提供している。同時に、公害等調整委員会における事件の受付、終結等に関する情報については、本年次報告やウェブサイト（<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>）による提供も行っている。

審査会等に係属した事件については、年2回「公害紛争処理情報」として取りまとめ、審査会等の事務局に配布している。これにより、審査会等は、公害等調整委員会に係属した事案のみならず、他の審査会等に係属した事件についても業務の参考とすることができる。また、公害苦情相談についても、年1回、全国の都道府県及び市区町村の事例を収集した「公害苦情処理事例集」を取りまとめ、各都道府県や市区町村に配布している。

さらに、公害紛争処理制度とその運用に関する「よくあるご質問」のウェブサイト掲載や審査会等における事件処理の進め方等に関する相談への対応によって、審査会等における公害紛争の円滑な処理を支援している。

また、公害等調整委員会には、電話や電子メールなどにより、国民から公害紛争処理制度についての問い合わせ等も多数寄せられる。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や審査会等の調停、公害等調整委員会の裁定等の公害紛争処理手続を中心に、問題の解決のために最も適切と考えられる方法を相談者に紹介する一方、紹介先の機関とも連携を図ることにより、公害問題の円滑な解決に努めている。

**表5 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況**

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計				
	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	係属	うち新規受付	終結	未済				
昭和																				
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	1	7		
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19		
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47		
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45	
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70	
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80	
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107	
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59	
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71	
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56	
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68	
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77	
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72	
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63	
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56	
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28	
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27	
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14	
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7	
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14	
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2	
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	3	0	3	0	0	8	6	1	7	
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	0	2	0	5	0	0	19	12	5	14	
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	14	
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14	
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24	
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9	
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9	
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7	
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9	
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10	
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13	
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11	
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12	
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12	
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14	
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18	
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30	
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38	
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45	
計	3	3	/	713	712	/	1	1	/	161 (61)	117 (39)	/	5	5	/	883	838	/		

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。

3 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。

4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が平成23年度までに553件係属した。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表6 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属性数
	合計	あっせん	調停	仲裁	義務履行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成元											
2	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
3	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
4	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
5	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
6	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
7	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
8	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
9	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
10	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
11	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
12	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
13	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
14	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
15	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
16	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
17	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
18	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
19	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
20	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
21	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
22	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
23	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
計	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35

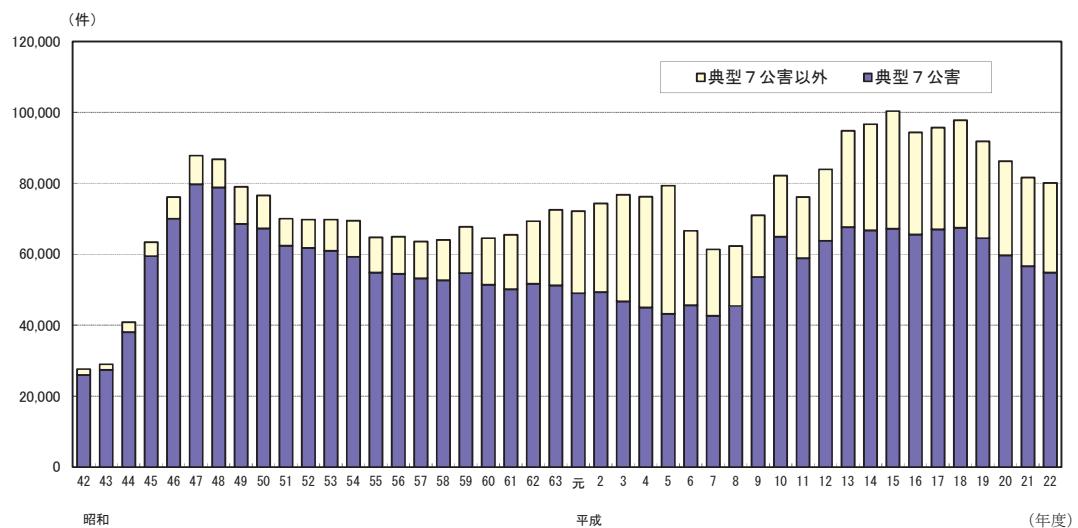
(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。

3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

(資料) 公害等調整委員会事務局

図1 公害苦情受付件数の推移



(注) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成 22 年度公害苦情調査」(公害等調整委員会事務局)

表7 公害苦情受付件数の推移

年 度	公害苦情受付件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)	公害苦情指数 (昭和45年度=100)
昭 和 42 年 度				
43	27,588	7,086	34.6	43.5
43	28,970	1,382	5.0	45.7
44	40,854	11,884	41.0	64.4
45	63,433	22,579	55.3	100.0
46	76,106	12,673	20.0	120.0
47	87,764	11,658	15.3	138.4
48	86,777	-987	-1.1	136.8
49	79,015	-7,762	-8.9	124.6
50	76,531	-2,484	-3.1	120.6
51	70,033	-6,498	-8.5	110.4
52	69,729	-304	-0.4	109.9
53	69,730	1	0.0	109.9
54	69,421	-309	-0.4	109.4
55	64,690	-4,731	-6.8	102.0
56	64,883	193	0.3	102.3
57	63,559	-1,324	-2.0	100.2
58	63,976	417	0.7	100.9
59	67,754	3,778	5.9	106.8
60	64,550	-3,204	-4.7	101.8
61	65,467	917	1.4	103.2
62	69,313	3,846	5.9	109.3
63	72,565	3,252	4.7	114.4
平成元年度	72,159	-406	-0.6	113.8
2	74,294	2,135	3.0	117.1
3	76,713	2,419	3.3	120.9
4	76,186	-527	-0.7	120.1
5	79,317	3,131	4.1	125.0
6	66,556	-12,761	-16.1	104.9
7	61,364	-5,192	-7.8	96.7
8	62,315	951	1.5	98.2
9	70,975	8,660	13.9	111.9
10	82,138	11,163	15.7	129.5
11	76,080	-6,058	-7.4	119.9
12	83,881	7,801	10.3	132.2
13	94,767	10,886	13.0	149.4
14	96,613	1,846	1.9	152.3
15	100,323	3,710	3.8	158.2
16	94,321	-6,002	-6.0	148.7
17	95,655	1,334	1.4	150.8
18	97,713	2,058	2.2	154.0
19	91,770	-5,943	-6.1	144.7
20	86,236	-5,534	-6.0	135.9
21	81,632	-4,604	-5.3	128.7
22	80,095	-1,537	-1.9	126.3

(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料)「平成22年度公害苦情調査」(公害等調整委員会事務局)